

2019年9月20日

取引先各位

株式会社 サーフ

消費税率引上げに伴う請求書の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、弊社にご提出いただく請求書の取扱いを下記のとおりといたしますので、お取引先様におかれましては、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、本状は、お取引の内容に係わらず、直近にお支払いのある（※支払通知書）お取引先様を対象に発信しておりますので、下記事項に該当のないお取引先様におかれましてはご容赦願います。

記

◆注文書・請求書発行に該当する契約工事の場合（材料・リース・労務費等の契約除く）

①注文日が2019年3月31日以前で、工事完了が2019年9月30日以前の場合

- ・請求書は、消費税**8%**で発行して下さい。
- ・工事完了が2019年10月1日以降に延長となった場合は、②の取扱いとして下さい。

②注文日が2019年3月31日以前で、工事完了が2019年10月1日以降の場合

- ・請求書は、消費税**8%**で発行して下さい。
- ・2019年10月分以降の請求書には、指定請求書『消費税』の欄空白部に「**経過措置**」と追記して下さい。

③注文日が2019年4月1日以降で、工事完了が2019年9月30日以前の場合

- ・請求書は**8%**で発行して下さい。

④注文日が2019年4月1日以降で、工事完了が2019年10月1日以降の場合

- ・請求書は**10%**で発行して下さい。

※上記、③と④の注文契約で、工期延長や短縮により、適用税率が変更となる場合の取扱いについては、当社現場責任者へお問い合わせ下さい。

※上記において、材料・リース・労務費等の契約分については、下記となります。

◆注文書・請求書発行しない未契約工事の場合（材料・リース・常備等）

⑤2019年9月30日以前の出来高・常備及び納品分

- ・請求書は**8%**で発行して下さい。

⑥2019年10月1日以降の出来高・常備及び納品分

- ・請求書は**10%**で発行して下さい。

※なお、⑤と⑥の請求書は、**2枚**に分けて発行して下さい。

以上